

## ◎ご遺族のかたへ◎

死亡の届け出が済みましたら、下記の該当する手続きをおこなってください。

詳細につきましては、各担当課にお問い合わせください。

※死亡の記載のある戸籍が必要な場合は、記載に6日前後（土日は含まず）かかりますので、お急ぎの方は来庁する前に一度お電話で確認してからお越しください。

(市外局番0270)

項 目	手 続 き	持 ち 物	担 当 課
死亡者または届出人が玉村町在住の人で 他市町村で補助を受けていない人	火葬費補助金請求	補助金請求書、火葬費の領収書	住 民 課 住民係 戸籍係 1階①窓口 64-7701
印鑑登録者	印鑑登録証（手帳）の返却	印鑑登録証	
住民基本台帳カードをお持ちの人	カードの返却	住民基本台帳カード	
国民健康保険加入者	喪失届、保険証の返却	国民健康保険証	住 民 課 国民健康保険係 高齢者医療年金係 1階②窓口 64-7702
	葬祭費の請求	国民健康保険証、喪主名義の通帳、葬儀代の領収書	
国民年金加入者	死亡一時金、遺族基礎年金、 寡婦年金の裁定請求など	年金手帳	
国民年金受給者	未支給年金の請求など	年金証書、請求者のマイナンバー	
後期高齢者医療被保険者	保険証等の返却・葬祭費の請求	後期高齢者医療被保険者証、 喪主名義の通帳、葬儀代の領収書	
福祉医療費受給者	受給者証の返却	福祉医療費受給者証	
介護保険被保険者	介護保険被保険者証等の返却	介護保険被保険者証等	健康福祉課 1階③窓口 64-7705
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの人	手帳、受給者証の返却	手帳、受給者証（精神通院） 印鑑、マイナンバー	
児童手当受給者	消滅届	印鑑	
特別児童扶養手当受給者	喪失届	手当証書、印鑑	
固定資産税 （土地・建物をお持ちの人）	通知書送付先変更の手続き	印鑑	税 務 課 1階⑤窓口 64-7703
町営住宅にお住まいの人	世帯員異動届、住宅返還届、 入居承継承認申請	印鑑	都市建設課 2階①窓口 64-7707
死亡者が所有していた農地を相続した人	農地相続時における相続人の農業委員会に対する届出（農地法第3条の3）	申請書等がありますので詳しくはお問い合わせください。	経 済 産 業 課 2階③番窓口 64-7710
死亡者が所有していた森林の土地を相続した人	森林の土地の所有者届出 （森林法第10条7の2）	図面、登記事項証明書 詳しくはお問い合わせください。	
児童扶養手当受給者	喪失届	手当証書、印鑑	子 ども 育 成 課 3階②窓口 64-7719
同世帯に保育所在所児がいる人	世帯員の変更		
水道契約者（メーター所有者）	水道の契約者と所有者変更の届出 （まずは電話でお問合せください）		上 下 水 道 課 別庁舎 65-6691（直）

※不動産に係る相続登記の手続き	前橋地方法務局不動産登記部門 027-221-4428	群馬司法書士会 027-221-0150	群馬土地家屋調査士会 027-253-2880
※法定相続情報証明制度の手続き	死亡者の本籍地、死亡者の住所地、申出人の住所地、死亡者名義の不動産の住所地のいずれかを管轄する法務局		